

家賃補助付きセーフティネット住宅が より活用しやすくなりました！

横浜市では、平成30年9月から、セーフティネット住宅として登録された住宅のうち、一定の要件を満たす住宅（家賃補助付きセーフティネット住宅）について、入居者負担の軽減のため、オーナー等に対する家賃等の補助を行っています。

新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う収入減少により、住まいに困窮する方への支援がより一層重要となっていることから、より多くの住宅で活用ができるよう、制度の改正を行いました。オーナー、不動産事業者の皆様からの積極的な申請を期待しています。

1. 改正内容

(1) 家賃上限額を撤廃しました。

これまで、住戸の面積ごとに家賃上限額を定めていたため、制度を活用できる住宅が限られていましたが、家賃上限額を撤廃したことにより、より多くの住宅にご活用いただけるようになりました。

(2) 入居者負担額を固定額としました。

入居者負担額は、これまで設定家賃に応じて変動する仕組みとしていましたが、固定額としたことにより、より分かりやすい制度になりました。

(3) 家賃補助額を引き上げました。

家賃補助額は、これまで月額最大4万円までとしていましたが、月額最大8万円へ引き上げました。（ただし、補助総額480万円／戸まで）

※実際の補助額は、住戸の面積、入居世帯の月収額及び家賃によって決まります。

《家賃補助額のイメージ》

例) 住戸の面積 25㎡、家賃 70,000円の場合



(2) 入居者負担額の固定化
変動額→固定額に変更

(3) 家賃補助額の引き上げ
月額4万円→最大月額8万円まで引き上げ

※(1)、(2)、(3)については、令和3年7月1日以降に交付決定を受ける住宅が対象となります。

(4) 入居者が住み続けたままでも補助が受けられるようになりました。

これまで、現在居住している住宅に住み続けたまま補助を受けることはできませんでしたが、一定の要件を満たす場合、入居者が現在の住宅に住み続けたままでも補助を受けられることとなりました。

(5) 申請書類を簡素化しました。

交付申請において必要な書類を大幅に見直したことで、事務負担が軽減されました。

2 家賃補助付きセーフティネット住宅に関するお問合せ先

改正内容も含め、制度に関する詳細については、補助金事務局までお問合せください。

《補助金事務局》

横浜市住宅供給公社賃貸住宅事業課（家賃補助付きセーフティネット住宅担当）

電話番号：045-451-7755

受付時間：月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く）、8時45分～17時15分

参考 家賃補助付きセーフティネット住宅について【改正後】

1 セーフティネット住宅とは

高齢者、障害者、低額所得者、子育て世帯など住まいの確保にお困りの方の入居を拒まない住宅として、本市に登録された住宅です。

2 入居者の主な要件

- (1) 世帯の月収額が15万8千円以下であること
- (2) 住宅扶助（生活保護制度）や住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）を受給していないこと
- (3) 横浜市内に在住または在勤していること など

3 住宅の主な要件

- (1) セーフティネット住宅（専用住宅）として登録されていること
- (2) 礼金や更新料等を徴収しない契約となっていること

4 補助の内容

(1) 家賃減額補助

本来の契約家賃と入居者負担額との差額を最大8万円/月・戸補助します。
(ただし、補助総額480万円/戸まで)

面積区分 [㎡]	入居世帯の月収額ごとの入居者負担額[円/月]				最大補助額 [円/月]
	～104,000円	～123,000円	～139,000円	～158,000円	
30未満	16,100	18,600	21,300	24,100	80,000
30以上40未満	21,500	24,900	28,400	32,100	80,000
40以上50未満	26,900	31,100	35,600	40,100	80,000
50以上60未満	32,300	37,300	42,700	48,200	80,000
60以上70未満	37,700	43,600	49,800	56,200	80,000
70以上	43,100	49,800	56,900	64,200	80,000

(2) 家賃債務保証料減額補助

初回の保証料について、最大6万円を補助します。

制度の詳細は、横浜市ホームページをご覧ください。

横浜市「家賃補助付きセーフティネット住宅について」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/torikumi/safetynet/safetynet-hojo.html>

横浜市家賃補助付きセーフティネット住宅

検索



お問合せ先

建築局住宅政策課担当課長 石津 啓介 Tel 045-671-4659